

# 飛鳥出土の木簡をめぐる

岸 俊 男

奈良県立橿原考古学研究所が昨年一月から三月にわたって実施した飛鳥京跡第五十一次発掘調査において、約三〇点の木簡が出土したが、その中には、『日本書紀』によると、大化五年（六四九）二月から天智三年（六六四）

二月までの一五年間を限って施行された「大花下」の冠位をはじめ、他にも冠位を記した木簡が数点あり、また同時に「白髪部五十戸」からの貢進物付札も含まれていた。これらの木簡についてはその重要性に鑑みて、一応の整理を終った昨年八月の段階で、とりあえず紙上を通じてその出土を報じ、その後木簡研究会や考古学協会総会などで、調査担当者の菅谷文則氏や私から概要を報告したが、上代文学研究者の中にも関心をもたれる方が

いられるかと思ひ、幸い機会を与えられたので、改めて出土木簡の概要を説明し、諸賢の示教を仰ぎたいと考えた次第である。

## 1 出土木簡の概要

出土木簡は、切込みのある付札七点、切込みのない小型の木簡二点、墨付きのある木簡断片五点、いわゆる削り屑、すなわち木簡の削片一三点、計二十七点である。そのうち主要なものは、

a 「大花下」（長さ九・六cm、幅一・八cm）上部の左右に付

札特有の切込みのあるもので、完形。

b 「小山上」（長さ六・六cm、幅一・八cm）aよりはやや小

型の同形の付札で、完形。

c 「□小乙下階」(長さ五・八cm、幅二・三cm) 切込みのない小型の木札様のもの。「小」の上に墨付きがあるが、判読できない。

d 大乙下階(残存長三・一cm、同幅一・一cm) 削片で、左半が欠けているが、cなどによって判読した。

e <sup>(花カ)</sup>「上」(残存長五・二cm、幅一・〇cm) 上半部が折損しているが、aによく似た付札らしい。「上」の左上に残る墨付きから「花」と推定。

f 「白髪部五十戸」「破十口」(長さ一五・七cm、幅二・六cm) 上部左右に切込みのある付札で、下端は約六〇度の角度で斜めに切断されている。上端は角を落としてやや丸味を帯びるように整形され、下端に至るに従って厚さが薄くなっている。

g 「十戸□□□□」(残存長八・一cm、幅一・七cm) 上半部が欠けており、墨書も薄れていて、判読が困難であるが、fとよく似た内容の付札かも知れない。

他は判読の困難なものが多く、削片のなかに「不足」「吾」「乙」などの字が断片的に認められる。

## 2 出土の状況

木簡は文書と違って、その出土状況を的確に把握して

おくことが必要で、単に木簡に書かれた文字の釈読だけでは、その史料的价值を十分に生かすきれない。今回の出土木簡についても、その記載内容を活用するには、出土状況が重要な意味をもっているので、その概要を説明しておきたい。

木簡が出土した飛鳥京跡第五十一次発掘調査は、奈良県高市郡明日香村岡小字仁田で実施された。飛鳥寺から岡寺に向かう村道沿いの西側で、史跡伝飛鳥板蓋宮跡の東約一〇〇メートル、同酒船石の南約二五〇メートルの地点に当たる。調査の目的はさきの第四十七次調査で検出されたいわゆる東外郭遺構の外側の大溝を、その北への延長部分で確認することであった。東外郭遺構というのは、南北に走る掘立一本柱列を中心に、その内側(西)に幅約〇・八メートルの雨落溝、外側(東)に人頭大の河原石を側壁・底石に用いた幅約一・一メートルの大溝、さらにその外側の幅約一・二メートルの道路状遺構、それらがそれぞれ平行に存するのを総称したもので、伝飛鳥板蓋宮跡として史跡に指定された、七間×三間の掘立柱建物や大井戸などのあるやはり掘立一本柱列で囲まれた内郭の一角に対するものと考えられている。石組みの大溝は予想通りに検出されたが、さらにその遺構面の下層の状態、とくに土層を観察するためにトレンチを設定

したところ、一部に多量の木片類を含む土壙状遺構のあ  
ることがわかった。しかしすでに調査期限が切迫してい  
たことと、その一部分を洗浄した段階では墨書のあるも  
のが見付からず、木簡の存在に否定的であったため、そ  
の遺構の精査は諦めざるをえなかった。しかし調査担当  
者は、木片類には万一木簡が含まれているかも知れず、  
またそうした単なる木片類も貴重な研究資料であると考  
え、すべてをそのまま採集することになった。その量は  
膨大なものであったが、結果的にはこうした処置がとら  
れたために、その後の洗浄整理によって前述のような貴  
重な木簡が見付け出されたのであった。

木簡を含む多量の木片類を出土した土壙状遺構は、完  
掘できなかったため、全容は不明であるが、約六・〇メ  
ートル×約三・五メートルの長軸を北西方向に向ける長  
楕円形と推定され、その2/3ほどが発掘された。遺構は  
明確な掘込みの肩をもたないので、自然地形に従った窪  
みとみられているが、一部分の発掘なので不明な点多  
い。層位的には大溝に伴なう整地土から約八〇センチ下  
にあり、その間にはほとんど遺物を含まない緑灰色の粘  
質砂層（下第一層）がある。土壙状遺構の一部は大溝の  
下にも及んでいるが、木片類の堆積の厚さはもっとも厚  
くて二〇センチ、平均八一〇センチ程度で、匏屑状の

薄片を主体とし、細工物的な加工木片類も多く、その他  
焼痕のある木片や、樹皮のついた自然木などが、ぎっし  
りと詰まっていた。この遺構を含む土層（下第二層）の  
厚さは約三〇センチで、とくにその上部に遺物が多く、  
一時的に不安定な生活面となっていた可能性があるとい  
う。さらにその下には厚さ約七〇センチの粘性土の土層  
（下第三層）があり、ついで土器片や自然木片を多く包含  
する湧水の著しい砂利層（下第四層）に達する。

木簡以外の出土遺物はまだ整理が完全には終わってい  
ないが、現在のところ、それらによる層位の年代観は一応つ  
ぎのようになっている。まず大溝の掘り方から出土した  
平瓦片一点は紀寺出土瓦に似た特色をもっており、その  
ほか整地土出土土器の様式編年からも、その構築は七世  
紀後半の中ごろ過ぎとみられる。下第一層はほとんど遺  
物を含まないが、下第二層には完形の埴など比較的遺物  
が多く、須恵器は天津宮と関係深い湖西線関係遺跡出土  
のものより古く、ほぼ七世紀中ごろと推定されている。  
下第三層の土器は下第二層よりやや古い器形・特色を示  
し、下第四層の土器は坂田寺下層出土のものに近く、七  
世紀前半とみられる。

つぎに木簡と同時に出土した遺物のうち、年代を推定  
できる資料としては、口縁部の返りが遺存する須恵器坏

身破片一片と同じく坏蓋破片三片、および横櫛破片一点がある。これらは極めて小破片であるが、その様式から下第二層出土遺物と同じくやはり七世紀中ごろとみられている。

従って下第四層から下第二層までの土層は、七世紀前半から中ごろにかけて順次層序をなして形成され、下第二層に開いた土壙状窪みに木片類が投棄されてのち、間もなく下第一層によって被覆され、その後七世紀後半の中ごろ過ぎに大溝などの東外郭遺構が構築されたと推定されている。以上によって木簡投棄の年代は七世紀中ごろから後半の半ば過ぎまでの間ということになる。

### 3 出土木簡の年代

出土木簡のうちまず年代の確認できるのはa「大花下」である。『日本書紀』によると、大化五年（六四九）二月に大化三年制定の七色十三階の冠位を改めて、つぎの十九階とした。

大 大 大上 大上 大上  
織・小 小 小 小 小 小 小 小  
小 小 小 小 小 小 小 小  
紫・花・山・乙・立身

「大花下」の冠位はこの第八階に当たる。ついで天智三年（六六四）二月に至って新たに二十九階の冠位に改められたが、その改正の要点は、従来の「花」を「錦」とし、

花・山・乙の各冠が大・小、上・下により十二階に分かたれていたのを、中階を加えて十八階とし、立身（建武）を大建・小建に分かつたことである。従って『日本書紀』のこの冠位改定記事に従えば、「大花下」は大化五年二月―天智三年二月の間を限って実施されたことになり、さきの付札もその間に書かれたとみてまず誤りあるまい。ただ問題となるのは、『日本書紀』は天智十年（六七一）正月にも「施行冠位法度之事」と記している。天智三年二月の記事と同事重出か否かが論ぜられていることである。しかし『日本書紀』における冠位記載記事の検討や、同じ甲子年（『天智三』の氏上と民部・家部（部曲）の設定が史実と認められることなどから、私にはやはり天智三年二月の冠位改定をそのまま認めて差支えないと思うので、右の結論に変わりはない。

かくして従来は坂田寺址から出土した「十斤」の付札と、難波宮跡から出土した「廣平大哉宿世」「是是故是是」と表裏に書かれた木簡が、いずれも伴出土器の年代から、七世紀中ごろ以前とみられていたが、これらは木簡の記載内容そのものから年代が明確に知られるものではない。その意味で「大花下」の木簡はこれまで日本で出土した木簡のうち、木簡そのものから年代を確認できる最古のものできよう。

それではこの「大花下」の木簡の年代観を同じように冠位を記したb―e木簡や、f以下の他の木簡に及ぼして考えてよいかどうかである。この問題について、以下少しく項を追って検討してみよう。

(1)まず木簡を含む木片類は一括投棄と考えられる。その理由は、木片類の堆積状況を見ると、土砂・落葉などによる間層がなく、ぎっしりと詰まっていて、木片類の内容などは一定している。また木簡類も土壙の東北縁寄りに集中していた。これらの点から考えて、木簡を含む木片類は長期に亘って土壙に次々と投棄されたとみるよりも、同時に一括投棄されたとした方が正しく、しかも、投棄後ほどなく下第一層の埋土によって被覆されたと推定される。従って出土木簡は投棄直前には木片類とともに同じ場所にあった可能性が大である。

(2)出土木簡には冠位を記したものが多く、しかもa「大花下」やb eは付札であるが、cは切込みのない木札であり、dは削片というように、その様態が多様であり、この点から「大花下」だけが単独に孤立したものでないことが知られ、少なくとも冠位を記した木簡は相互に関連性を有している。そしてとくに削片が存在することは注目される。

(3)出土状況について考察したように、木簡と同じ遺構

から出土した土器・横櫛、および上下の層位の出土遺物からすれば、投棄された年代は七世紀中ごろから後半半ば過ぎまでの間、すなわち七世紀の第三四半期にほぼ限定できるが、これは「大花下」の十九階冠位の施行された期間(六四九―六六四)におおむね対応する。

(4)冠位を記した木簡はa「大花下」以外、b「小山上」c「小乙下階」d「大乙下階」e「 上」といずれも、上・下階だけで、中階を含まない。a eをのぞくb c dの冠位は天武十四年(六八五)正月まで存続し、そこで明・浄・正・直・勤・務・追・進の六十階の冠位に改められた。従ってb c dの下限はそこまで下る可能性がなくはないが、点数が少ないとはいえず、中階を含まぬことは偶然とは考え難く、やはり冠位を記した木簡はすべて中階の設定される天智三年二月以前に書かれたと推定するのが妥当のように思う。

(5)(4)の推定が正しいとすると、冠位の木簡がいずれも大化五年二月―天智三年二月の間に書かれたものとなり、しかも中に「大乙下階」の削片があることは、一括投棄の時期もその間であったと考えることができるのはなかるうか。削片は削られてから投棄されるまでそれほど長い期間放置されることがないとみるからである。もっとも冠位の木簡が投棄されたのは、記された冠位が

改正されたからではないかとも推測できるが、その場合も、投棄の時期は下限の天智三年二月をあまり下らぬ時期ということになる。

(6) つぎに f、あるいは g のような貢進物付札の年代であるが、これらが冠位の木簡と同時に投棄されたものであることはほぼ間違いないからう。だからもつとも遅い場合を考えても、天智三年二月をあまり下らぬ時期であるが、貢進物付札の場合は、付札が書かれて、それを付けた貢進物が京進され、それが消費される時、あるいは消費されたのちに、はじめて投棄される。従って一般の木簡と異なり、書かれてから棄てられるまでにかかなりの期間が経過する。だからたとえ天智三年二月を過ぎて投棄されたとしても、その遅れは逆に相殺されて、下限を下る公算は少ないといえよう。

以上のような考察の結果、出土木簡はほとんどすべて「大花下」の木簡が端的に示す大化五年二月―天智三年二月の間に書かれたもので、投棄の時期もその間か、遅れても天智三年二月をあまり下らない時期とみてよいのではないだろうか。

#### 4 出土木簡の意義

最後に今回出土した木簡の有する意義の二、三について

て簡単に記しておこう。

(1) すでに述べたように、これらの木簡が大化五年二月―天智三年二月の一五年間のそれぞれの時点に書かれたものとすれば、それは現在までに出土した木簡の中で、その記載内容から年代の確実に知られるものとしては最古のものとなる。またその当時の書風・字体などを知る上でも貴重な史料である。

(2) 『日本書紀』に記されている冠位が実際に書かれていて、しかもその年代は土器などの様式編年による考古学的知見ともほぼ一致し、冠位に関する『日本書紀』の記事の信憑性は高まったといえよう。

(3) 「白髪部五十戸」「跛十口」の「跛」の字は難解で、『竟龍手鏡』によって「跛」と読み、これを皴文革に当ててみたが、「十口」という数量表示にも問題があり、一試案に過ぎない。しかし皴文革は履の縫作に用いられる史料が多く、それと『延喜式』にみえる諸国交易雑物としての履料牛皮の貢進国が東国に多い事実、また白髪部を名とする里(郷)の分布がやはり東国に多いことなどを結びつけ、この貢進物付札を理解できなくはない。その場合には、諸国交易雑物が大宝令では朝集使貢献物とよばれ、また臨時に土毛を貢進する規定が別に存することとも関係し、遑っては国造の貢献物に接がる。とも

かく大化改新以後令制に至るまでの貢納制を考究する上では貴重な新史料である。

(4)「白髪部五十戸」については、「五十戸」を「里」と読む用例が『万葉集』や近時藤原宮や伊場遺跡から出土した木簡に多いが、これを「白髪部里」と解すれば、庚午年籍以前における五十戸一里制の成立を実証することになり、大化改新詔の信憑性にも影響してくる。しかしことさらに「五十戸」と書いて「里」と書かない例が時代を遡るほど多いことは注意を要するし、白髪部は清寧天皇の名代でもあるので、なお慎重に検討を要するが、ともかく天智三年以前に五〇戸を単位とする編戸が実施されていたことが明確になっただけでもその意義は大きい。

(5)最後に木簡は単に古代史の貴重史料として重要であるばかりでなく、つねに遺跡と関わりさせて理解・活用して行くことが肝要である。その点今次出土の木簡によって、この地域の遺構にはじめてかなり確実な実年代を付与することができるようになったことは、今後の調査にとって有意義である。木簡の示す期間に飛鳥に存在した宮としては、飛鳥河辺行宮、飛鳥板蓋宮、飛鳥浄御原宮、後飛鳥岡本宮などが考えられ、中でも期間的には後岡本宮との関係がもっとも深い。木簡を出土した遺構がこれ

らの宮とどう関わるかはわからないが、後岡本宮は飛鳥浄御原宮の北にあつたらしいので、大溝をはじめとする東外郭遺構や、さらに伝飛鳥板蓋宮の内部遺構の理解にも新しい問題を提起したといえよう。

(追記) 本稿は本年五月名古屋で催された上代文学会大会における公開講演の要旨を記したものであるが、詳細は最近刊行された「飛鳥京跡第五十一次発掘調査出土木簡概報」(奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報』一九七六年度)を参照されたい。

なお「白髪部五十戸」の貢進物付札の「皷」については、最近平城宮から出土した木簡にみえる「皷」との関係から、「スキ・クハ」と読む別案を考えている。呂||相||相||鋤||スキで、「皷」にもスキ・クハの意がある。「皷」はその「呂」と「皮」を合した字であるが、その皷を「スキ」と読むことができるかどうかはなお確証をえていない。ただしこの読み方が正しいとすると、「十口」も意が通じ、「白髪部五十戸」は『和名類聚抄』にみえる備中国窪屋郡真壁郷に適合する。